



【三郷町に転入される方へ】

三郷町役場

TEL: 0745-73-2101

対象になる方	三郷町での手続き
住民福祉課(庁舎1F)	
マイナンバーカード 住民基本台帳カードをお持ちの方	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参し、継続利用の手続きを してください。また、転出により署名用電子証明書が失効しておりますので、必 要に応じ、再発行の手続きをしてください。
印鑑登録をされる方	登録される印鑑と、本人確認書類を持参し新たに手続きをしてください。
障害福祉サービス受給者	支給申請をしてください。
療育手帳をお持ちの方	新規の手続きをしてください。
自立支援医療受給者	新規(住所変更)の手続きをしてください。
身体障害者、精神の手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。
保険課(庁舎1F)	
国民健康保険、後期高齢者医療制度 に加入の方	加入の手続きをしてください。
子ども、心身障害者、ひとり親等の、各医 療費助成制度に該当される方	各医療費助成の申請の手続きをしてください。
水道課(庁舎3F)	
転入・転居される方	新しく入居された方は、水道の使用開始手続きが必要です。 ※開始手続きは印鑑と手数料300円が必要です。
住環境政策課(庁舎3F)	
犬の飼い主の方へ	犬鑑札を持って、登録してください。
こども未来課(保健センター)	
児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給 されている方	住所変更の手続きをしてください。
児童手当の受給者	認定の手続きをしてください。
幼稚園、保育園、学童保育を利用の方	利用の手続きをしてください。
長寿健康課(保健センター)	
介護認定を受けている方	前住所地で発行された介護認定証明書を持参し、手続きをしてください。
教育総務課(文化センター2F)	
小、中学校の児童、生徒	通学していた学校で発行された在学証明書等を持参し、手続きをしてくださ い。

※各種サービスの詳細につきましては、お手数ですが、各担当課までお問い合わせください。